

# 独立行政法人大学評価・学位授与機構情報公開取扱規則

平成16年4月1日

規則第37号

最終改正 平成23年9月16日

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

## (定義)

第3条 この規則において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。

2 この規則において「部局等」とは、監査室、管理部、評価事業部及び研究開発部をいう。

## (開示請求)

第4条 法人文書の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、法人文書開示請求書（第1号様式。以下「開示請求書」という。）を第24条に規定する情報公開窓口へ提出して行わなければならない。

## (開示請求書の補正)

第5条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは、情報公開窓口において開示請求者に参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

## (開示請求書の写しの交付)

第6条 情報公開窓口において開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写しを交付するものとする。

## (開示請求書の写しの送付)

第7条 情報公開窓口において開示請求書を受理したときは、当該法人文書を管理する独立行政法人大学評価・学位授与機構法人文書管理規則第5条第1項に規定する文書管理者（以下「文書管理者」という。）に開示請求書の写しを送付するものとする。

## (開示等の検討)

第8条 文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該法人文書の開示等を検討し（法第8条の規定による開示請求の拒否及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。以下同じ。）、その結果を機構長に報告するものとする。

第9条 機構長は、前条の報告を受けて、開示等の検討を行うに当たっては、必要に応じて、独立行政法人大学評価・学位授与機構企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）に意見を求めるものとする。

## (開示等の決定)

第10条 機構長は、第5条に定める補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に法人文書の開示等の決定を行うものとする（法第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。以下同じ。）。

（開示等の決定通知）

第11条 機構長は、法人文書の開示等の決定を行ったときは、法人文書開示決定通知書（第2号様式）、法人文書部分開示決定通知書（第3号様式）又は法人文書不開示決定通知書（第4号様式）により、当該開示請求者に通知しなければならない。

（開示の決定通知の写しの送付）

第12条 機構長は、前条の開示等の決定を通知したときは、当該法人文書を管理する文書管理者に開示の決定通知の写しを送付するものとする。

（期限の延長）

第13条 機構長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、法人文書開示決定延期通知書（第5号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。

第14条 機構長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの法人文書について、開示等の決定の期間を延長するときは、法人文書開示決定特例延期通知書（第6号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。

（事案の移送）

第15条 機構長は、法第12条第1項又は法第13条の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、法人文書の開示請求に関する事案の移送について（第7号様式）に必要書類を添付のうえ移送するとともに、法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書（第8号様式）により当該開示請求者に通知するものとする。

（第三者の意見聴取等）

第16条 機構長は、法第14条第1項の規定により第三者から意見を聴取しようとするときは、第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知（第9号様式）により当該第三者に通知するものとする。

2 機構長は、法第14条第2項の規定により第三者から意見を聴取しなければならないときは、第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知（第10号様式）により当該第三者に通知し、法人文書の開示に関する意見書（第11号様式）により意見を聴取しなければならない。

3 機構長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る法人文書開示決定通知（第12号様式）により当該第三者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第17条 法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法等について、開示の実施方法等申出書（第13号様式）により申し出なければならない。

第18条 第12条の規定により法人文書の更なる開示を求める者は、その求める開示の実施の方法等について、更なる開示の申出書（第14号様式）により申し出なければな

らない。

第19条 法人文書の開示は、原則として情報公開窓口において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開窓口まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

(手数料)

第20条 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とし、開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める開示実施手数料の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料及び開示実施手数料は、機構の指定する銀行口座への振込み又は現金により納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者で法人文書の写しの送付を希望するときは、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて郵送料を郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第21条 機構長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を、開示実施手数料減額・免除申請書（第15号様式）により機構長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する

書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、機構長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 機構長は、開示実施手数料の減額又は免除に係る決定を行ったときは、開示実施手数料減額・免除決定通知書（第16号様式）により当該開示を受ける者に通知するものとする。

（移送された事案）

第22条 法第12条第2項又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条の2の規定により他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第8条から前条までの規定に準じて行うものとする。

2 機構長は、前項の場合において、移送された事案に係る開示等の決定を行った場合は、当該移送をした他の独立行政法人等又は行政機関の長に第11条の開示等の決定通知の写しを送付するものとする。

（異議申立てに対する措置）

第23条 機構長は、開示等の決定について異議申立てがあったときは、必要に応じて企画調整会議の意見を求めるものとする。

2 機構長は、法第18条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（第17号様式）に必要書類を添付のうえ諮問するものとする。

3 機構長は、前項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知（第18号様式）により法19条各号に掲げる者（以下「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。

4 機構長は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立てに対する決定通知書（第19号様式）により異議申立人等に通知しなければならない。

（情報公開窓口）

第24条 機構に、法第24条第1項の規定に基づき、情報公開に関する相談、案内及び受付等を行う情報公開窓口を設置する。

2 前項に定める情報公開窓口は、管理部総務企画課に置く。

（雑則）

第25条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 13 日）  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日）  
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 16 日）  
この規則は、平成 23 年 9 月 16 日から施行する。

別表(第 20 条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2 の項から 4 の項まで又は 8 の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100 枚までごとににつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニで掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円（A2 判については 40 円、A1 判については 80 円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円（A2 判については 140 円、A1 判については 180 円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディ	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額

	スクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープ	1巻につき580円

	に複写したものの交付	
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を	

		加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第21条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		